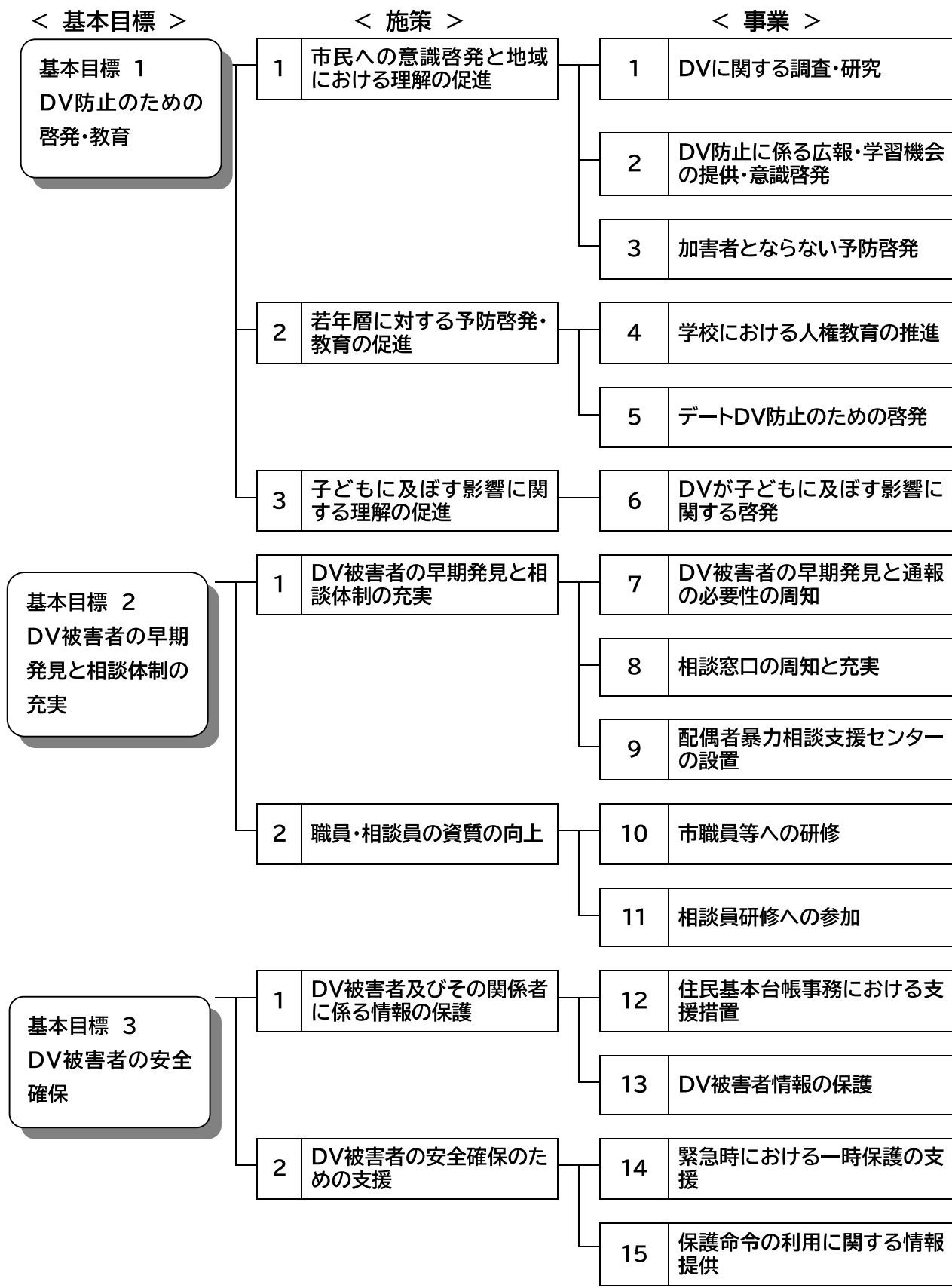


第3章 計画の内容

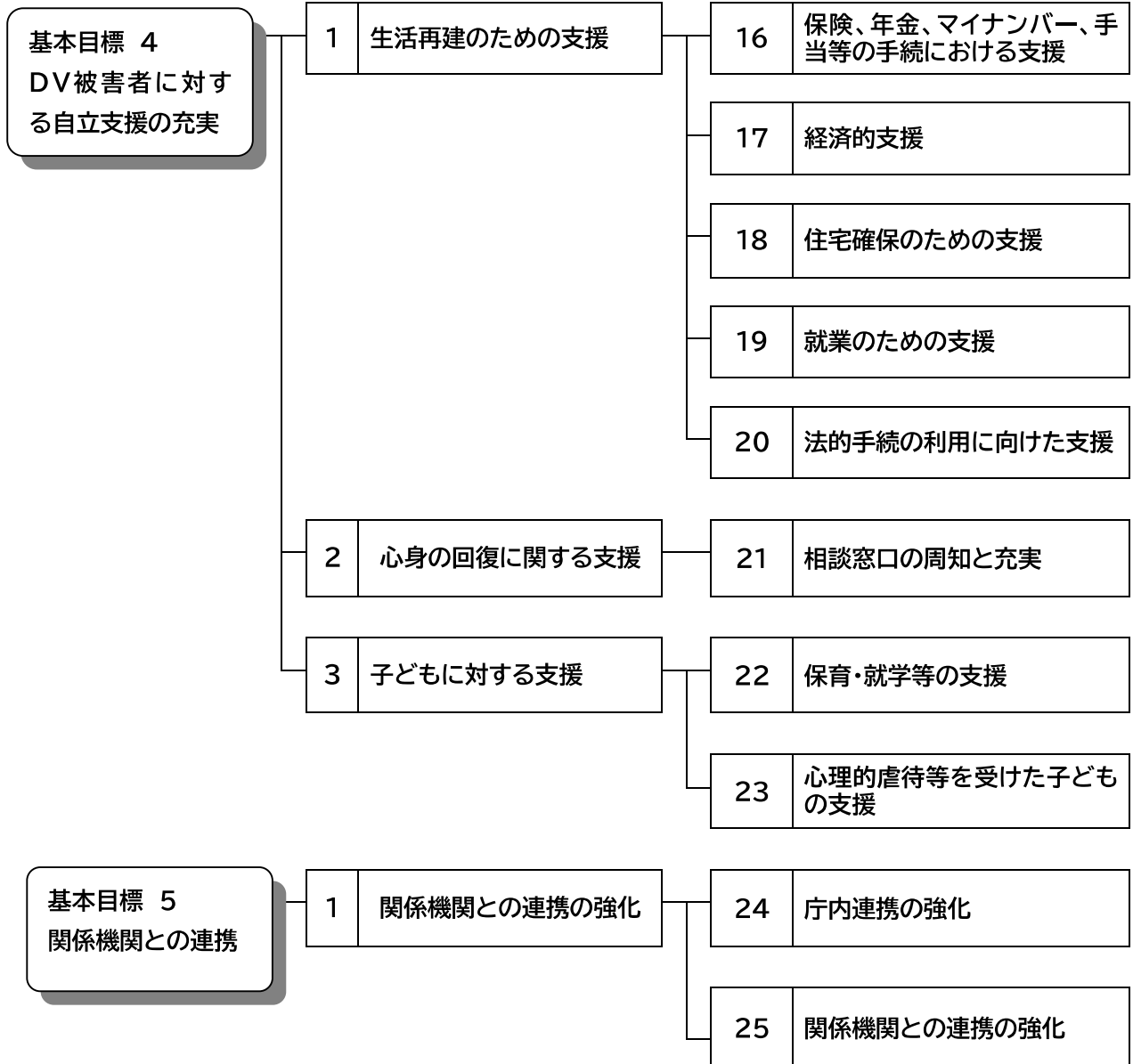
1 施策の体系



< 基本目標 >

< 施策 >

< 事業 >



2 施策の展開



基本目標1：DV防止のための啓発・教育

DV防止法施行後、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識が社会に定着してきました。しかしながら、依然として、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如や力で人間関係をコントロールしようとする考え方は、根強く残っています。

そのため、DV防止及び被害者支援を推進するために、国、県、他の地方公共団体などにおける調査・研究結果を把握するとともに、市においても調査を行うなど、実態の把握に努めます。

特に、DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい傾向があります。そして、その家庭内で育つ子どもも、心理的な影響を受けるため、心理的ケアや支援が必要です。

さらに、交際相手からの暴力であるデートDVが10代、20代の若いカップルの間でも起こり、問題となっています。インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ※や性暴力の被害者・加害者になってしまわないよう、SNS等を利用する際の注意点などに留意し、啓発に取り組みます。

DVを防止するためには、市民一人一人がDVに関する正しい知識を持ち、個人の尊厳を傷つけるDVは許さないという意識を持つことが大切です。誰もが被害者や加害者にならないよう、DVを身近な問題として考えるための学習機会の提供や啓発を積極的に行うとともに、子どもの発達段階に応じたDV防止のための教育を推進します。

施策 1 市民への意識啓発と地域における理解の促進

事業	担当課
1 DVに関する調査・研究 DV防止啓発及びDV被害者支援のため、実態調査を行うとともに、国・県などの調査・研究結果を把握する。	福祉政策課 人権推進室
2 DV防止に係る広報・学習機会の提供・意識啓発 市民一人一人がDVについて正しい理解を深め、暴力の潜在化を防いでいくため、学習の機会を設け、意識啓発を行う。 被害者に気付きを促し、周囲の方もDVを見過ごさないよう、地域に対して啓発を行う。	福祉政策課 人権推進室 中央公民館 中央図書館
3 加害者とならない予防啓発 加害者へのDVの気付きの促進など、加害者とならない予防啓発を行う。	福祉政策課 中央図書館

施策 2	若年層に対する予防啓発・教育の促進
-------------	--------------------------

事業	担当課
4 学校における人権教育の推進 児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導を充実させる。	教育支援課
5 デートDV防止のための啓発 男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの（への）暴力の問題について考える機会を提供する。	福祉政策課 人権推進室 中央公民館 中央図書館 教育相談センター

施策 3	子どもに及ぼす影響に関する理解の促進
-------------	---------------------------

事業	担当課
6 DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発 DVが子どもに及ぼす影響について、親、保育士等の支援者に対し、広く意識啓発を行う。	福祉政策課

基本目標2：DV被害者の早期発見と相談体制の充実

DVの多くは、家庭内で行われるため、潜在化しやすい傾向があります。

自分自身がDV被害者であるという自覚がない場合があるほか、DV加害者への恐怖や世間体を気にして誰にも相談できずにいる場合などがあり、周囲が気付かないうちに被害が深刻化してしまう場合があります。

こうした状況を踏まえ、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や乳幼児健診等を行う保健センター、民生委員・児童委員※、福祉関係窓口、保育所等と協力し、DV被害者の早期発見に努めるとともに、DVを発見した際の通報の必要性について広く市民に周知を行います。

また、福祉相談室など市民が安心して相談できる窓口の存在を周知するとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の意思を尊重した上で、関連部署で情報や問題を共有化し、適切かつ迅速に対応するよう努めます。

このほか、二次的被害※等が生じないよう県や関係機関が行う研修会に積極的に参加し、市職員や相談員の資質を向上させます。

施策 1 DV被害者の早期発見と相談体制の充実

事業	担当課
<p>7 DV被害者の早期発見と通報の必要性の周知</p> <p>各種手続、相談、訪問、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努める。</p> <p>また、市民、医療関係者、福祉関係者等のほか、市職員に対し、「DV防止法」の規定に基づく通報の意義と必要性について周知を図る。</p>	<p>福祉政策課（福祉相談室）</p> <p>人事課</p> <p>課税課</p> <p>納税課</p> <p>市民課</p> <p>生活支援課</p> <p>障がい者福祉課</p> <p>こども支援課</p> <p>保育課</p> <p>こども給付課</p> <p>児童発達支援センター</p> <p>長寿はつらつ課</p> <p>介護保険課</p> <p>国保年金課</p> <p>保健センター</p> <p>学務課</p> <p>教育支援課</p> <p>教育相談センター</p> <p>危機管理室</p>

<p>8 相談窓口の周知と充実 DV被害者が孤立して悩むことのないよう、相談窓口の周知を図る。 また、DV相談ハンドブック等を活用し、関係部署での情報共有など、適切な対応を図る。 さらに、外国籍の市民が日本語以外でも相談ができるよう、多言語で対応できる相談窓口についての情報提供を行う。</p>	福祉政策課（福祉相談室） 地域活動推進課 生活支援課 障がい者福祉課 こども支援課 長寿はつらつ課 保健センター
<p>9 配偶者暴力相談支援センターの設置 令和6年度の配偶者暴力相談支援センター設置に向け、準備を進める。</p>	福祉政策課

施策 2 職員・相談員の資質の向上

事業	担当課
<p>10 市職員等への研修 市職員、教職員、保育士等がDV等あらゆる暴力に関して正しい知識を習得できるよう、研修の機会を設け、早期発見や二次的被害の防止等に努める。</p>	福祉政策課（福祉相談室） 人事課 教育相談センター 保育課
<p>11 相談員研修への参加 DV相談に適切に対応できるよう、相談員対象の専門研修に参加する。 加害者の更生等に関する情報を収集する。</p>	福祉政策課（福祉相談室） 生活支援課 障がい者福祉課 こども支援課 長寿はつらつ課 保健センター 教育相談センター

基本目標3：DV被害者の安全確保

DV被害者の安全を確保するため、助言や一時保護、各関係機関への同行等の支援を行い、関係機関と連携し対応することが重要です。また、DV被害者の身近に危険が及ぶことのないよう、DV被害者の情報を厳密に管理します。

施策 1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護

事業	担当課
12 住民基本台帳事務における支援措置 DV被害者からの申出を受けた場合には、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付を制限する。	市民課
13 DV被害者情報の保護 DV加害者の追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底する。	福祉政策課（福祉相談室） 総務課 人事課 課税課 納税課 市民課 生活支援課 障がい者福祉課 こども支援課 保育課 こども給付課 児童発達支援センター 長寿はつらつ課 介護保険課 国保年金課 保健センター 水道業務課 学務課 教育支援課 教育相談センター 危機管理室 選挙管理委員会事務局

施策 2 DV被害者の安全確保のための支援

事業	担当課
14 緊急時における一時保護の支援 一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、関係機関と連携し、円滑に保護ができる体制を確立する。	福祉政策課 生活支援課 障がい者福祉課 こども支援課 長寿はつらつ課
15 保護命令の利用に関する情報提供 保護命令制度に関する説明及び情報提供を行う。	福祉政策課

基本目標4：DV被害者に対する自立支援の充実

DV被害者が、自立した生活を取り戻すためには、住宅や生活費の確保、保険や年金、就業、子どもの就園・就学等の手続支援、法的手続等の案内は欠かせません。また、暴力により怪我などの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD*に陥るなど、精神的な影響を受けている場合もあるため、心身を回復させ、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

施策 1	生活再建のための支援
-------------	-------------------

事業	担当課
16 保険、年金、マイナンバー、手当等の手続における支援 DV被害者が、保険、年金、マイナンバー、手当等の各種手続を円滑に進められるよう支援を行う。	福祉政策課 市民課 障がい者福祉課 こども給付課 国保年金課
17 経済的支援 生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行う。	生活支援課
18 住宅確保のための支援 DV被害者が安心して生活できるよう、住居確保給付金の支給や民間賃貸住宅、グループホーム、母子生活支援施設、県営住宅等への入居支援を行う。	福祉政策課 生活支援課 障がい者福祉課 こども支援課 長寿はつらつ課 建築審査課
19 就業のための支援 DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行う。	産業振興課 生活支援課 こども支援課
20 法的手続の利用に向けた支援 離婚等の調停申立ての方法を説明し、弁護士による支援が必要な場合は、市の法律相談や法テラスの利用などについて情報提供を行う。	福祉政策課（福祉相談室） 地域活動推進課

施策 2	心身の回復に関する支援
-------------	--------------------

事業	担当課
21 相談窓口の周知と充実 DV被害者及びその子どもの心身の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図る。	福祉政策課（福祉相談室） こども支援課 保健センター

施策 3 子どもに対する支援

事業	担当課
22 保育・就学等の支援 保育園・幼稚園・学校等と連携し、転入園・転入学等の手続の支援を行う。	保育課 学務課
23 心理的虐待等を受けた子どもの支援 関係機関と連携し、面前DV等による心理的虐待等を受けた子どもの様子に配慮し、適切な対応を行う。	福祉政策課 こども支援課 保健センター

基本目標5：関係機関との連携

DV被害者の適切な保護と自立支援を行うためには、市の関係部署だけではなく、警察署、婦人相談センター等の関係機関と連携・協力する必要があります。

市では、庁内の関係部署及び外部の関係機関も含めた「新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を設置しており、関係者の連携強化を図るとともに、DVに関する必要な情報交換を行います。

施策	1	関係機関との連携の強化
-----------	----------	--------------------

事業	担当課
<p>24 庁内連携の強化</p> <p>DV被害者の意思を尊重した上で、関連部署で情報や問題を共有する。</p> <p>また、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係部署が適切かつ迅速に対応できるよう連携を図る。</p>	福祉政策課
<p>25 関係機関との連携の強化</p> <p>DV被害者の転出入に係る市区町村と連携を図る。</p> <p>また、DV被害者に対して適切な支援を行うため、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携を図る。</p>	福祉政策課